

**消防訓練センター訓練施設更新整備工事に伴う設計業務委託  
公募型簡易プロポーザル実施要項**

**目次**

---

<b>【Ⅰ 一般事項】</b>	…P1
1 件名	
2 はじめに	
3 本実施要項の扱い	
4 プロポーザル実施方法の概要	
5 業務委託契約の締結について	
6 事務局	
<b>【Ⅱ プロポーザルの手続きについて】</b>	…P5
1 参加意向申出書(様式1)の提出	
2 提案資格	
3 提案資格確認結果通知書及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付	
4 質問書(要項様式1)の提出	
5 質問への回答書の交付	
6 提案書の提出	
7 選定結果通知書の交付	
8 無効となる提案書	
9 その他	
<b>【Ⅲ 提案書の内容】</b>	…P9
1 提案項目	
2 提案書作成上の計画条件	
<b>【Ⅳ 提案書評価基準】</b>	…P16
1 評価項目及び配点等	
2 評価基準等	
<b>【Ⅴ 提案書等作成にあたっての留意事項】</b>	…P17
1 設計業務実績(要項様式4)	
2 提案書表紙(様式5)	
3 提案書提案項目(要項様式3)	
4 その他	
<b>【別添】</b>	
1 横浜市建築局 建築設計委託業務特記仕様書	

## 2 参考資料

02-1\_参考資料（案内図）

02-2\_参考資料（敷地図）

02-3\_参考資料（横浜市消防訓練センター施設の更新整備基本計画報告書）※

※参考資料のうち、「基本計画報告書」については、提案資格があると認めた者に対し送付します。

## 3 様式書類

03-1\_参加意向申出書（様式1）

03-2\_設計業務実績（要項様式4）

03-3\_質問書（要項様式1）

03-4\_提案書 表紙（様式5）

03-5\_提案書 提案項目（要項様式3）

## 【 I 一般事項】

---

### 1 件名

消防訓練センター訓練施設更新整備工事に伴う設計業務委託

### 2 はじめに

現在の横浜市消防訓練センター（以下、「消防訓練センター」という。）は開校から46年が経過しており、これまでに様々な施設改修や設備更新を行ってきました。しかし、訓練施設の老朽化に伴う安全面の低下や、複雑多様化する災害に的確に対応できる訓練施設の不足（実践的訓練施設の不足）といった課題を抱えています。これらを整備し、安全安心を実感できる防災都市ヨコハマの実現に向け、消防職団員等が、安全で時代に即した教育訓練施設で訓練を積み重ね、適切な消防力を維持・強化することができる消防訓練センターを目指します。

本プロポーザルは、この設計業務を行う設計者を選定するために実施します。

### 3 本実施要項の扱い

本委託の受託候補者を特定するための手続き等は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱のほか、本実施要項によります。

### 4 プロポーザル実施方法の概要

#### (1) 選定方法

本委託の受託候補者の特定にあたっては、公募により設計対象に関する発想・解決方法などの提案を受け、設計者を選定する公募型簡易プロポーザル方式により行います。

提案に対する審査は、書類審査により実施し、最も優れた提案を行った者を受託候補者とし、次いで優れた提案を行った者を次点者として、それぞれ1者特定します。

（以下「受託候補者等」）

なお、プロポーザルは、設計者の選定を目的に実施するものであり、計画案を選定するものではありません。そのため、契約後の設計業務は、必ずしも提案書の内容に沿った設計が行われるものではありません。

#### (2) 受託候補者等の特定に係る委員会等

受託候補者等の特定に関することは、下記の選定委員会で決定します。また、プロポーザルの評価は下記の評価委員会で行います。

建築局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会委員

建築局長（委員長）

建築局副局長

建築局企画部長

建築局住宅部長

建築局建築監察部長

建築局公共建築部長

建築局総務部総務課長

建築局公共建築部営繕企画課長

建築局公共建築部施設整備課長

建築局公共建築部電気設備課長

建築局公共建築部機械設備課長  
財政局契約部契約第二課長

消防訓練センター訓練施設更新整備工事に伴う設計業務委託に係るプロポーザル評価委員会委員

建築局公共建築部営繕企画課長（委員長）  
建築局公共建築部施設整備課長（副委員長）  
建築局公共建築部機械設備課長  
消防局消防訓練センター管理・研究課長  
消防局警防部警防課長

(3) スケジュール及び提出書類等

実施の公表

令和5年2月15日(水)



参加意向申出書(様式1)の提出(→Ⅱ1参照)

令和5年2月24日(金) 正午(12時00分)(必着)

【提出書類】…各1部

- ・参加意向申出書(様式1)
- ・設計業務実績(要項様式4)
- ・設計業務実績が確認できる書類の写し  
(確認申請書あるいは計画通知書、設計契約書、図面等の写しなど、企業又は管理技術者個人の当該業務の実績が確認できる書類)
- ・設計業務実績に関する建築物における、訓練施設の種類及び位置を示した平面図等の図面
- ・管理技術者の資格等が確認できる書類の写し  
(一級建築士免許証明書または一級建築士免許証及び所属がわかる保険証等)



提案資格確認結果通知書及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付(→Ⅱ3参照)

全者に対し提案資格確認結果通知書を交付します。

また、提案資格があると認めた者に対しプロポーザル関係書類提出要請書を交付します。

令和5年3月3日(金)



質問書(要項様式1)の提出(※質問がある場合)(→Ⅱ4参照)

令和5年3月10日(金) 正午(12時00分)(必着)

【提出書類】1部

- ・質問書(要項様式1)



質問への回答書の交付(→Ⅱ5参照)

令和5年3月16日(木)



提案書の提出(→Ⅱ6参照)

令和5年4月10日(月) 正午(12時00分)(必着)

【提出書類】…各1部

- ・表紙(様式5)
- ・提案項目(要項様式3)

↓審査

選定結果通知書の交付(→Ⅱ7参照)

提案書を提出した全者に対し交付します。

令和5年5月下旬頃

## 5 業務委託契約の締結について

受託候補者とは、下記について（3）に示す概算予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。何らかの事由により、受託候補者と契約に至らなかった場合には、次点者と業務委託契約を締結します。

なお、委託条件・仕様書等については、契約段階で若干の修正を行うことがあります。

(1) 今回の業務委託契約名

消防訓練センター訓練施設更新整備工事に伴う基本設計業務委託

(2) 今回の業務委託契約における内容、成果品、条件・仕様等

別添「横浜市建築局建築設計委託業務特記仕様書」のとおり

(3) 今回の業務委託契約の概算予定価格の上限

約 27,600 千円（税込）

(4) 担当部課

建築局公共建築部施設整備課、電気設備課、機械設備課

(5) 一連の業務委託契約について

消防訓練センター訓練施設更新整備工事に関する一連の業務として、下記の委託契約を予定しています。委託業務には、計画通知に伴う既存不適格部分の改修工事、外構工事、解体工事等を含みます。

また、各業務委託契約は、予算の成立が前提となり、本市による施策の転換などやむを得ない事由により契約を行わない場合があります。

ア 基本設計

契約締結日から令和6年3月29日まで（今回）

イ 実施設計

令和6年4月頃 から 令和7年3月頃まで（予定）

ウ 工事監理

令和7年6月頃 から 令和10年3月頃まで（予定）

## 6 事務局

横浜市建築局営繕企画課

担当：選定担当

場所：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 24階

電話：045-671-2916

電子メール：kc-proposal@city.yokohama.jp

## 【Ⅱ プロポーザルの手続きについて】

### 1 参加意向申出書(様式1)の提出

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「2 提案資格」を確認の上、下記のとおり書類を提出して下さい。様式は下記 URL でダウンロードすることができます。

URL :

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2023/sekkei/kenchiku/syouboukunrencenter.html>

#### (1) 提出期限

令和5年2月24日(金) 正午(12時00分)(必着)

#### (2) 提出書類…各1部

- ・参加意向申出書(様式1)
- ・設計業務実績(要項様式4)
- ・設計業務実績が確認できる書類の写し  
(確認申請書あるいは計画通知書の二面、三面、四面および、検査済証 等)
- ・設計業務実績に関する建築物における、訓練施設の種類及び位置を示した平面図等の図面
- ・管理技術者の資格等が確認できる書類の写し  
(一級建築士免許証明書または一級建築士免許証及び所属がわかる保険証 等)

※書類に不備があり提出期限を過ぎた場合は、受付けません。

#### (3) 提出方法

- ・原則、PDF形式にしたファイルを電子メールで提出してください。
- ・管理技術者の資格等については、スキャンデータを送付してください。
- ・発送後に必ず提出先まで電話にて連絡してください。
- ・連絡時間は、祝日・休日を除く、月曜日から金曜日の午前8時45分～午前12時00分、午後1時00分～午後5時15分をお願いします。

#### (4) 提出先

事務局

電子メール : kc-proposal@city.yokohama.jp

電話 : 045-671-2916

## 2 提案資格

提案資格を有する者は、単体の企業とし、次の各号の全てを満たす者とします。(ただし(2)については、企業又は管理技術者個人の実績とします。)

### (1) 横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録

参加意向申出書の提出時に横浜市一般競争入札有資格者名簿(設計・測量等)に登録されている者で、かつ、その内容が次の条件を全て満たすこと。

ア 「所在地区分」が「市内」又は「準市内」で登録されていること。

イ 「営業種目」について「901: 建築設計(監理含む)」を含み、1位で登録されていること。

ウ 「細目」について「A: 庁舎、学校、病院等の設計」を含み登録されていること。

### (2) 設計業務実績

次の条件を満たす、建築物の設計業務を行った実績があり、設計業務実績が確認できる書類が提出できること。

ア 平成 15 年 2 月 15 日から令和 5 年 2 月 14 日までの間にしゅん工した、消防関連の用途であり、その用途に供する部分の面積が 1,000 平方メートル以上で、かつ、訓練施設を備えた建築物の新築工事の実績。なお、訓練施設とは、ロープ渡過訓練施設や、ロープ登はん訓練施設、はしご登はん訓練施設等を指し、いずれかの訓練施設が備わっていれば可とする。

(3) 技術者配置

次の条件を全て満たす、管理技術者を配置すること。

ア 本業務の履行期間内に、一級建築士免許取得後 5 年以上の経験を有する者

イ 提案者の組織に所属していること。

※管理技術者の定義については、「横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書」及び「設計・測量等委託契約約款」（下記 URL 参照）を参照して下さい。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kenchiku/itaku.html>

(4) その他

ア 参加意向申出書の提出期限から受託候補者等の特定の日までの期間中に、「横浜市指名停止等措置要綱」の規定による停止措置を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

ウ 成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年でないこと。

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていないこと。

オ 銀行取引停止処分を受けていないこと。

カ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立が無効となされていないこと。（更正又は再生の手続開始の決定が無効となっている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く）

**3 提案資格確認結果通知書及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付**

参加意向申出書を提出した者に対し、提案資格確認結果通知書を交付します。あわせて、提案資格を有すると認められた者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書を交付します。

なお、提案資格を有すると認められなかった者に対してはその理由を提案資格確認結果通知書に記載します。

(1) 交付日

令和 5 年 3 月 3 日(金)

(2) 交付方法

電子メール

(3) その他

- ・提案資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加意向申出書の提出者は、書面により提案資格を有すると認められなかった理由の説明を求められます。
- ・その場合、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。
- ・本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。



#### 4 質問書（要項様式1）の提出

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次により質問書（要項様式1）を提出してください。質問内容及び回答については、提案資格を有すると認められた全員に通知します。

なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

令和5年3月10日(金) 正午(12時00分) (必着)

(2) 提出書類…1部

質問書（要項様式1）

(3) 提出方法

- ・電子メールに word 形式の質問書（要項様式1）を添付し、提出してください。
- ・発送後に必ず提出先まで電話にて連絡してください。

(4) 提出先

事務局

電子メール：kc-proposal@city.yokohama.jp

電話：045-671-2916

#### 5 質問への回答書の交付

(1) 交付日

令和5年3月16日(木)

(2) 交付方法

電子メール

#### 6 提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年4月10日(月) 正午(12時00分) (必着)

(2) 提出書類…各1部

- ・表紙（様式5）
- ・提案項目（要項様式3）

(3) 提出方法

- ・電子メールに PDF 形式にした（2）の提案書一式を添付し、提出してください。  
なお、電子メール発送後に必ず提出先まで電話にて連絡してください。
- ・連絡時間は、祝日・休日を除く、月曜日から金曜日の午前8時45分～午前12時00分、午後1時00分～午後5時15分をお願いします。
- ・提出期限までに提出されない場合は、辞退したものとみなします。

(4) 提出先

事務局

電子メール：kc-proposal@city.yokohama.jp

電話：045-671-2916

#### 7 選定結果通知書の交付

提案書を提出した全者に対し、選定結果とその理由を記載した選定結果通知書を交付します。

- (1) 交付日  
令和5年5月下旬頃
- (2) 交付方法  
電子メール
- (3) その他
  - ・ 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。
  - ・ その場合、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時まで提案書提出先まで提出しなければなりません。
  - ・ 本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 8 無効となる提案書

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- (2) 提案書に記載すべき事項の全部が記載されていないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。なお、虚偽の記載をした者に対し、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (5) 【I 一般事項】4(2)に示す委員と接触があった者の提案書

## 9 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とします。
- (3) 契約にあたっては、契約書の作成を要します。
- (4) 提案書の取扱い
  - ・ 提案書は、受託候補者等の特定以外に提案者に無断で使用しないものとします。
  - ・ 提案書は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
  - ・ 提案書は、受託候補者等の特定を行うために、必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
  - ・ 提案書の作成のために本市から提供した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
  - ・ 提案書は、受託候補者等の決定後、今後の業務の参考に資するため、本プロポーザルの提案者のうち希望者に対し、一定の期間、閲覧に供します。また、特定された提案書は、ホームページ等で公開します。
- (5) 当該業務を受託した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事等の入札に参加し、又は当該工事等を請負うことはできません。

## 【Ⅲ 提案書の内容】

本プロポーザルにおいて、提案書に求める内容は以下のとおりです。作成にあたっては、【Ⅴ 提案書作成にあたっての留意事項】を参照してください。

なお、提案書の作成にあたり、建設予定地内に立ち入っての見学はできません。

### 1 提案項目

「2 提案書作成上の計画条件」を前提とし、「訓練環境の向上」、「環境への配慮」、「施設の長寿命化」に配慮しつつ、コスト削減の視点を念頭に下記の項目について提案してください。

なお、提案にあたっては別添「02-3\_参考資料（横浜市消防訓練センター施設の更新整備基本計画報告書）」を参考にしてください。

#### (1) 施設計画の考え方について

施設全体の運営や職員の動線の効率性、安全性、利便性に配慮するとともに、良好な訓練環境を実現するための施設計画の考え方についての提案

#### (2) 特殊な訓練環境を考慮した設備計画や付随した建物計画について

ア 火災対応訓練機能として備えられる模擬消火訓練装置（A F T）や訓練用に設置される消防用設備等の設置に際し、耐久性・安全性を確保する計画の提案

イ 放水訓練等における環境負荷配慮についての提案

ウ 訓練の合理的運用に配慮した、設備計画や施設計画についての提案

#### (3) 訓練機能維持とローリング工事の効率性への配慮

工事中の消防訓練センターの施設運営や災害出場動線の継続的な確保、消防車両等の駐車スペースに配慮した工事計画の提案

#### (4) 工事中の安全や施設運営への配慮について

別添「02-3\_参考資料（横浜市消防訓練センター施設の更新整備基本計画報告書）」の事業工程（案）を前提とした工程計画及び仮設計画（令和9年度末竣工）

ア 工事中の職員の安全配慮、工事車両との動線の分離

イ 工事期間の短縮、仮設計画など施設運営への配慮

#### (5) 設計業務の成果物等の品質確保、業務の進め方及び取組体制について

ア 報告書及び図面等の成果物の品質向上を図るための方法

イ 積算数量の拾い忘れや違算を防止し、精度向上を図るための方法

ウ スケジュールの組み立て方や管理方法、工事監理体制などの業務の進め方

エ 関係者間（関係部署、設備設計者等）の連携等をどう行うかなどの取組体制

### 2 提案書作成上の計画条件

提案書を作成するにあたり、次のとおり計画条件を設定します。

なお、計画条件は、契約後の設計委託業務の与条件とは異なる場合があり、設計委託業務は、提案書の内容にかかわらず、契約後に提示する与条件に基づき行います。

#### (1) 計画概要

別添「02-2\_参考資料（敷地図）」の整備範囲において、「(9) 整備方針」に基づき、消防訓練センター内各施設の解体及び整備を行います。

計画にあたっては、以下の方針を踏まえた整備を行います。

ア 安全安心を実感できる防災都市ヨコハマの実現に向け、消防職団員等が、安全で時代に即した教育訓練施設で訓練を積み重ね、適切な消防力を維持・強化すること

ができる消防訓練センターを目指します。

イ 以下の（ア）～（エ）に示す消防訓練センター施設の整備方針を踏まえた施設とします。

- （ア）安全性や機能性が高く、実践的な教育訓練施設
- （イ）稼働性が高く、効率的な教育訓練施設
- （ウ）社会環境の変化にも柔軟に対応できる教育訓練施設
- （エ）環境にやさしい教育訓練施設

## （2）敷地概要

ア 現地場所

横浜市戸塚区深谷町777番地

イ 敷地面積

54,093㎡

ウ 敷地周辺状況

「02-1\_参考資料（案内図）」、「02-2\_参考資料（敷地図）」、「02-3\_参考資料（横浜市消防訓練センター施設の更新整備基本計画報告書）」を参照してください。

エ 用途地域等

横浜市建築局建築設計委託業務特記仕様書を参照してください。

オ その他

防災関連情報等は横浜市行政地図情報提供システムを参照してください。

## （3）解体建物概要

名称	構造	階数	延床面積	建築年
訓練塔	RC造	地下1階、地上8階	約625㎡	昭和53年
補助訓練塔	S造	地上6階	約292㎡	昭和53年
高圧ガス容器保管庫	ブロック造	地上1階	約19㎡	昭和53年
救助訓練塔	S造メロー構造	A塔6層、BC塔2層	約720㎡	昭和63年
高圧ガス製造施設	RC造	地上1階	約13㎡	平成2年
消火訓練棟	S造	地上2階	約191㎡	平成10年
プロパン庫	ブロック造	地上1階	約6㎡	平成10年

※ 詳細については、別添「02-3\_参考資料（横浜市消防訓練センター施設の更新整備基本計画報告書）」を参考にしてください。

## （4）解体屋外施設概要

名称	構造
大訓練場	約16,000㎡、全天候型400mトラック
走行訓練場	延長約1.2km
震災対策訓練場	約520㎡、ボックスカルバート、がれき等
観覧席	観覧席、テント

※ 詳細については、別添「02-3\_参考資料（横浜市消防訓練センター施設の更新整備基本計画報告書）」を参考にしてください。

## （5）新築建物概要

ア 高層訓練塔及び高層訓練デッキ

（ア）延べ面積

約1,700㎡（高層訓練デッキ約600㎡を含む）

（イ）階数

地上5階建て＋訓練デッキ4層

(ウ) 構造  
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造（訓練デッキ）

(エ) 保有施設  
表1 訓練施設一覧参照

イ 救助訓練塔

(ア) 延べ面積  
約1,400 m<sup>2</sup>

(イ) 階数  
地上6階建て

(ウ) 構造  
鉄骨造

(エ) 保有施設  
表1 訓練施設一覧参照

(6) 新設屋外施設概要

保有施設と訓練内容は「表1 訓練施設一覧」参照

ア 放水訓練場

外構面積  
約5,000 m<sup>2</sup>

イ 走行訓練施設・外周走行路

外構面積  
約6,000 m<sup>2</sup>

ウ 街区訓練施設

外構面積  
約1,700 m<sup>2</sup>

エ 風水害対策訓練施設

面積  
約1,000 m<sup>2</sup>

オ 震災対策訓練施設

外構面積  
約2,000 m<sup>2</sup>

(7) 敷地利用計画

ア 工事車両の出入口は東側正門を基本とし、職員の動線を考慮し、必要に応じて検討することとします。

イ 救助訓練塔は、既存及び新築のいずれかが常時使用できる計画とします。

ウ 自家給油施設は、常時使用できる計画とします。

エ 訓練出向部隊や訓練センター保有消防車両等の駐車スペースを確保する計画とします。

(8) 動線計画

ア 車両動線は、工事中も災害時に大訓練場及び消火訓練場で訓練中の出場部隊が、東側正門から安全かつ円滑に出場できるようにします。また、訓練消防車両等の出入りについても同様とします。

イ 自家給油施設の使用と出入りが常時できる動線を確保します。

(9) 整備方針

現在の各施設の訓練機能の継続性を考慮し、以下のように整備を行います。

ア 整備にあたっての必須条件

訓練機能確保のため、以下の機能は常時確保します。

- (ア) 救助訓練塔の機能を、既存救助訓練塔か新築救助訓練塔により確保します。(外周及び動線含む)
- (イ) 整備範囲外の南側消火訓練場の訓練機能を確保します。(動線及び第二電気室やポンプ機能含む)
- (ウ) 自家給油施設の機能を確保します。(動線含む)
- (エ) 大訓練場及び消火訓練場から東側正門の、災害出場の際の緊急車両動線及び訓練実施部隊の車両動線を確保します。
- (オ) 整備範囲外の既存施設を用いた教育及び訓練の機能を確保します。

イ 整備手順(参考)

基本計画を基にした参考手順は以下のとおりです。

- (ア) 当該敷地東側の観覧席の解体を行い、風水害訓練施設を建設します。(令和7年6月頃から令和8年1月頃まで)
- (イ) 当該敷地南側の大訓練場部分の舗装を解体し、救助訓練塔を建設し、救助訓練機能を移転します。(令和7年6月頃から令和8年6月頃まで)
- (ウ) 当該敷地北側の既存救助訓練塔、訓練塔、舗装を解体します。(令和8年7月頃から令和8年12月頃まで)
- (エ) 北側解体跡地に高層訓練塔を建築します。(令和8年11月頃から令和10年3月頃まで)

また、同跡地に震災対策訓練施設、街区訓練施設、走行訓練場を整備します。

(令和9年1月頃から令和10年3月頃まで)

(10) 整備範囲外各施設の機能(参考)

- ア 校舎棟：消防訓練センター勤務職員の事務所及び教室等が、教育施設として整備されています。
- イ 宿舍棟：宿泊を伴う職員の宿泊施設が整備されています。その他、訓練に来所した職員も利用する食堂があります。
- ウ 屋内訓練場：職員の実務訓練及び体力錬成を目的とした、体育施設が整備されています。
- エ 小訓練場：小規模の屋外訓練施設が整備されています。
- オ 実務訓練室兼車庫：消防車両のガレージとしての機能に加え、模擬災害出場訓練施設が整備されています。
- カ 機動二輪車庫：災害時情報収集等の二輪車車庫が整備されています。
- キ 走行訓練場：消防車両等の運転手としての適性教育のための訓練施設が整備されています。
- ク 消火訓練場：消火訓練を行う施設が整備されています。
- ケ 水難救助訓練場：水難救助訓練のための50mプールが整備されています。
- コ 潜水訓練場：高さ6mの訓練用水槽が整備されています。

表1 訓練施設一覧

部門	施設名	保有施設	面積 (㎡)	収容訓練機能と訓練目的
建築物	高層訓練塔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 模擬消火訓練装置 (A F T)</li> <li>・ 消防設備実習室</li> <li>・ 濃煙熱気検索訓練室</li> <li>・ 訓練室</li> <li>・ 訓練バルコニー</li> <li>・ 避難器具</li> <li>・ 訓練デッキ</li> <li>・ 緊急救助用スペース</li> </ul>	<p>約 1,700 ㎡ (高層訓練デッキ約 600 ㎡を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 模擬消火訓練装置 (A F T) を用いた消火・救出対応訓練や危険回避訓練、建築設備・消防用設備習熟訓練、迷路検索訓練、各種消火・救助訓練、はしご車の架梯・救出訓練、各種避難器具を使用した教育訓練、ヘリコプターを使用した救助訓練および輸送訓練を目的とします。</li> <li>・ 模擬消火訓練装置 (A F T) は、実火を用いることから耐火性能を有した建物構造とし、中層階に配置することで立体的な消火訓練を実施することを可能とします。また、上階には、高層デッキを配置し、低層、中層、高層のあらゆる火災現場の想定が可能な火災救助訓練施設としての機能を持たせた訓練施設とします。</li> <li>・ 模擬消火訓練装置 (A F T) と濃煙熱気検索訓練室を上下階に配置し、屋内階段で接続して煙と熱を上階まで伝えることができ、住宅内部を再現した訓練環境を形成します。また、外部に面してバルコニーを設けることで、外部からの進入による一連の教育訓練が実施できます。</li> <li>・ 低層階にブリーフィングスペース、資機材倉庫を配置して、準備から訓練の実施、終了後の片づけまでをスムーズに実施できる環境を整備します。</li> <li>・ 高層デッキは、高さ約 31m の位置での高層訓練を実施します。</li> <li>・ 共同住宅を再現したバルコニーのほか、単体の開口部も設けて雑居ビルを再現する等、様々な形態の外部進入が想定可能な仕様とします。</li> <li>・ 迷路訓練は、鋼製のフレームによる 1 m × 1 m の区画を形成し、可動式パネルにより迷路検索訓練を行います。</li> <li>・ 消防設備実習室には各種消防設備の実装を行い、設備機器の習得を行います。</li> <li>・ 各階に設置される屋内消火栓を使用して消防用設備の取扱訓練を実施します。</li> <li>・ 屋外階段には連結送水管を設けます。</li> <li>・ 屋上部分に緊急救助スペースを設置します。</li> </ul>
	救助訓練塔 (A B C 塔)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 塔</li> <li>・ B 塔</li> <li>・ C 塔</li> <li>・ 立坑横坑訓練施設</li> <li>・ 法面転落訓練施設</li> </ul>	<p>約 1,400 ㎡</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロープ登はん訓練、はしご登はん訓練、ロープ応用登はん訓練、ロープブリッジ渡過訓練、ロープブリッジ救出訓練、ほふく救出訓練、引揚救助訓練、障害突破訓練、各種救助法訓練、救助技術訓練指導会、マンホール等の立坑横坑での救助訓練、河川敷等の斜面地での救助訓練を目的とします。</li> <li>・ 救助訓練施設 (A B C 塔) の内部空間を活用して、複合型救助訓練施設の各機能を統合し、各種救助訓練が実施できる訓練施設とします。</li> <li>・ A B C 塔は救助訓練大会に準拠したスペースを確保します。</li> <li>・ 資機材倉庫及びブリーフィングスペースを設置します。</li> <li>・ 法面転落訓練を行う訓練施設を設置します。</li> <li>・ 立坑横坑訓練を行う訓練施設を設置します。</li> </ul>

屋外施設	放水訓練場		約 5,000 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ操法訓練及び大容量放水訓練等を想定した広範囲の放水訓練場とします。</li> <li>・放水を行う距離を考慮し、また的までの距離と水槽への補給距離を設けます。</li> <li>・走行路や他の訓練施設エリアを兼用し規模の抑制を行います。</li> <li>・放水に使用した水を集水し、風水害対策訓練施設や放水訓練等における再利用を行います。</li> </ul>
	走行訓練施設・外周走行路		約 6,000 m <sup>2</sup> (街区訓練施設約 1,700 m <sup>2</sup> を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車両走行訓練を目的とした訓練施設とします。</li> <li>・走行訓練施設は、フラットな訓練スペースにコースラインを明示することで、多岐に渡り活用ができるエリア(大規模連携訓練、臨時駐車場など)として整備します。また、消防車両等を運行することは、一般の車両を運転するよりも高い注意力と高度な運転技術が求められ、より公道に近い環境下での走行訓練を実施する必要があります。そこで、通常の走行訓練施設として使用するときは、街区訓練施設の各ユニットを活用し、街並みを再現するとともに、障害物として活用していきます。</li> <li>・コースラインによりスラローム、T字、S字、クランク、踏切、坂道発進等を明示します。</li> <li>・街区訓練施設ユニットを配置します。</li> <li>・一部坂道を設置します。</li> </ul>
	街区訓練施設		約 1,700 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放水訓練、火災対応訓練、内部進入・検索訓練、救難対応訓練、はしご架梯訓練、一般家屋でのブラインド型各種訓練、街区を想定した延焼防止活動訓練を目的とします。</li> <li>・街区火災や多様な建築構造の建物火災を想定して訓練を行うため、可動式ユニットハウスを6棟整備する。</li> <li>・ユニットハウスは低層アパートや共同住宅、戸建住宅を模したモジュールを設定する。</li> <li>・共同住宅2階、共同住宅3階、戸建住宅2階(陸屋根タイプ)、戸建住宅2階(傾斜屋根タイプ) 戸建住宅3階(陸屋根タイプ)、戸建住宅3階(傾斜屋根タイプ)の6タイプのユニットハウスを設ける。</li> <li>・6棟配置により街区の面火災を想定した訓練を行う。</li> <li>・街区火災訓練を実施する場合、ユニットハウスの周囲には、主に車幅約2.3m、全長約7mの消防車を用いて消防活動ができるよう、ユニットハウスからの距離約10m分のスペースを確保する。</li> </ul>
	風水害対策訓練施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防工法訓練施設</li> <li>・水没車両救出訓練施設</li> </ul>	約 1,000 m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜地を用いた杭打ち、土嚢積、シート張り等の水防工法訓練、アンダーパスでの救出訓練を目的とします。</li> <li>・風水害を想定した救出訓練や、水防工法訓練を行う。</li> <li>・アンダーパスでの救出訓練や水防工法訓練が可能な傾斜地を設ける。</li> <li>・水没車両に面して消防車駐車スペース・活動スペースを10m設ける。</li> <li>・水没車両の進入スロープの入口に作業用通路5mを設ける。</li> </ul>



	<p>震災対策訓練 施設</p>		<p>約 2,000 m<sup>2</sup></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救出訓練（土砂、瓦礫）、重機による土砂排除訓練、救出訓練（倒壊建物）・CSR、都市型捜索救助訓練、切断・破壊・ブリーチング訓練、重機による瓦礫排除訓練を目的とします。</li> <li>・震災時を想定した救出訓練や、切断・破壊・ブリーチング訓練、重機等を用いた排除訓練を行う。</li> <li>・組換え可能なユニット、ボックスカルバート及び瓦礫を設置するため、30m×30mの大きさを確保する。</li> <li>・3方向からのアプローチを想定し、消防車駐車スペースや活動スペースとして、救助エリアから 10mの範囲を確保する。</li> </ul>
--	----------------------	--	------------------------------	--

## 【IV 提案書評価基準】

提案書の評価は、以下のとおり行います。

### 1 評価項目及び配点等

#### 評価合計及び配点（計100点満点）

(1) 施設計画の考え方について（25点）
施設全体の運営や職員の動線の効率性、安全性、利便性に配慮するとともに、良好な訓練環境を実現するための施設計画の考え方についての提案
(2) 特殊な訓練環境を考慮した設備計画や付随した建物計画について（25点）
ア 火災対応訓練機能として備えられる模擬消火訓練装置（AFT）や訓練用に設置される消防用設備等の設置に際し、耐久性・安全性を確保する計画の提案 イ 放水訓練等における環境負荷配慮についての提案 ウ 訓練の合理的運用に配慮した、設備計画や施設計画についての提案
(3) 訓練機能維持とローリング工事の効率性への配慮（25点）
工事中の消防訓練センターの施設運営や災害出場動線の継続的な確保、消防車両等の駐車スペースに配慮した工事計画の提案
(4) 工事中の安全や施設運営への配慮について（15点）
別添「02-3_参考資料（横浜市消防訓練センター施設の更新整備基本計画報告書）」の事業工程（案）を前提とした工程計画及び仮設計画（令和9年度末竣工） ア 工事中の職員の安全配慮、工事車両との動線の分離 イ 工事期間の短縮、仮設計画など施設運営への配慮
(5) 設計業務の成果物等の品質確保、業務の進め方及び取組体制について（10点）
ア 報告書及び図面等の成果物の品質向上を図るための方法 イ 積算数量の拾い忘れや違算を防止し、精度向上を図るための方法 ウ スケジュールの組み立て方や管理方法、工事監理体制などの業務の進め方 エ 関係者間（関係部署、設備設計者等）の連携等をどう行うかなどの取組体制

**合計点（100点満点）により、受託候補者を特定します。**

### 2 評価基準等

#### (1) 【III 提案書の内容】 1 提案項目 の評価基準等

評価については各項目ごとに6段階で行います。評価基準及び評価配点は下記のとおりです。

- ◎：特に優れている（配点×5/5）
- ：優れている（配点×4/5）
- ：普通（配点×3/5）
- △：やや不十分（配点×2/5）
- ▲：不十分（配点×1/5）
- ×：条件を満たさない（配点×0/5）

## 【V 提案書等作成にあたっての留意事項】

提案書等の作成にあたっては、以下の点に留意してください。

### 1 設計業務実績（要項様式4）

- (1) 所定の様式に基づき、作成してください。
- (2) 用紙の大きさと枚数は、A4判縦1枚とし、1部提出してください。
- (3) 罫線枠等は拡大・縮小・追加してもかまいませんが、外周に余白を10ミリメートル以上とってください。
- (4) 業務概要は、可能な限り詳細に記述してください。
- (5) 該当がない場合は、「該当なし」と記入してください。
- (6) 設計業務実績が確認できる書類の写し（確認申請書あるいは計画通知書の二面、三面、四面および、検査済証等）を添付してください。

### 2 提案書 表紙（様式5）

- (1) 所定の様式に基づき作成してください。
- (2) 用紙の大きさと枚数は、A4判縦1枚とし、1部提出してください。

### 3 提案書 提案項目（要項様式3）

- (1) 所定の様式に基づき、記入例を参考に作成してください。
- (2) 用紙の大きさと枚数は、A3判横1枚とし、1部提出してください。
- (3) 罫線枠は拡大・縮小してもかまいませんが、外周に余白を10ミリメートル以上とってください。
- (4) 「提案項目」は、文章による表現を中心とします。必要最小限の範囲において、文章の内容を補完するイメージ図等（表を含む）の使用は認めますが、計画の内容が具体的に表現されたイメージ図（設計図、透視図含む）、写真（模型写真含む）の使用は不可とします。

これらに該当すると判断された場合、事務局にて当該部分を黒塗りします。（次ページの「イメージ図の具体例」を参照してください。）

※文章を補完するイメージ図等の視覚表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはありません。

- (5) 文字は11ポイント以上の大きさとしてください。文字が小さい場合は、評価しないことがあります。（評価委員会委員には、印刷した提案書を配布します。）
- (6) イメージ図等（表を含む）に注釈を付す場合、文字は8ポイント以上の大きさとしてください。文字が小さい場合は、その部分を評価の対象としないことがあります。
- (7) 「事務所の商号又は名称」欄を除き、事務所名が分かるような記入はしないでください。事務所名が分かるような記載がされている場合は、事務局にて当該部分を黒塗りします。
- (8) 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写する場合がありますので、見やすさに配慮してください。
- (9) 提案項目（要項様式3）のファイルサイズは、5MBまでとしてください。

### 4 その他

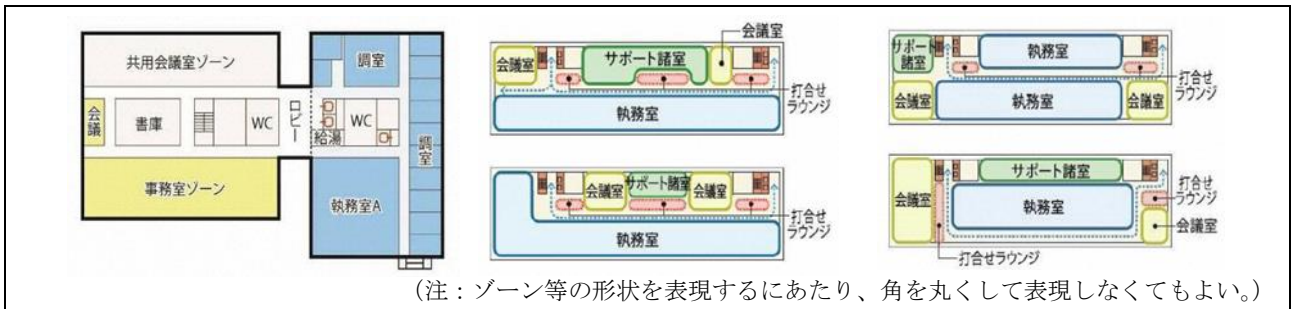
- (1) 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
- (2) 所定の様式以外の書類については受理しません。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

- (4) 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- (5) 留意事項に適合しないものは、一部無効となる場合があります。

【イメージ図の具体例－1】

平面イメージ図

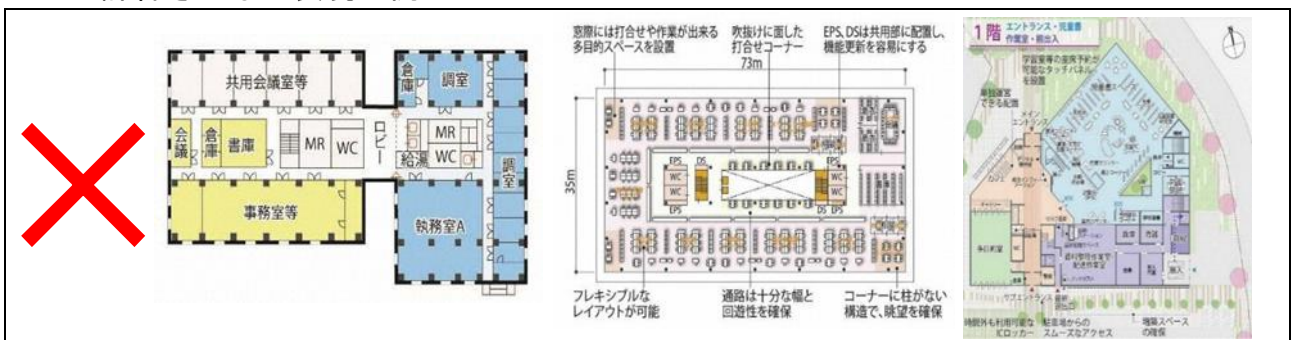
○：許容される表現の例



(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されている。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてもよい。

×：許容されない表現の例



大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。

外観（立面・鳥瞰）イメージ図

○：許容される表現の例



景観への配慮、街並みと調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてよい。

×：許容されない表現の例



簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。

出典：平成30年5月全国営繕主管課長会議「建築設計業務の進め方－適切に設計者選定を行うためのマニュアル－」



【イメージ図の具体例－２】

配置イメージ図

○：許容される表現の例



敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されてもよい。周辺地域が表現されていてもよい。

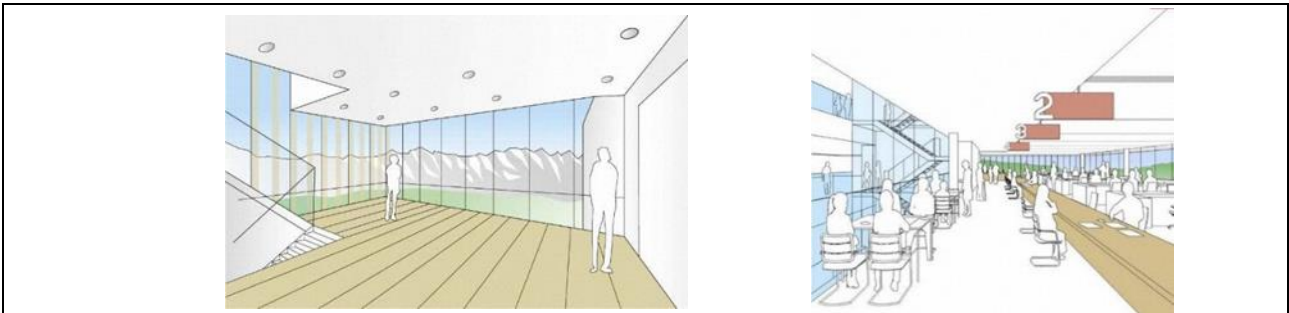
×：許容されない表現の例



建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの。屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。

内観イメージ図

○：許容される表現の例



室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。

×：許容されない表現の例



仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。

出典：平成30年5月全国営繕主管課長会議「建築設計業務の進め方－適切に設計者選定を行うためのマニュアル－」